

# 戦没者等のご遺族の皆さまへ

## 第十一回特別弔慰金の請求受付が開始されます

特別弔慰金は、今日我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔意の意を表すため、戦没者のご遺族に特別弔慰金を支給するものです。

### 支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日現在において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者の子
3. 戦没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹  
※ 戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件により順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等以内の親族（甥、姪等）  
※ 戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限り  
・生計関係の基準・・・同一戸籍内に在籍しており生計同一に関する申立書を添付する必要があります。  
・2番目以降の新規の申請の場合、関係が確認できる戸籍謄本が必要になります。

○請求内容 額面25万円 5年償還も記名国債

○請求期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで  
【請求期間を過ぎると第十一回特別弔慰金を受けることができなくなりますのでご注意ください】  
※第十回特別弔慰金を請求された方については北海道保健福祉部より個別に通知書を順次通知されます。

○請求窓口 町民課町民係

お問い合わせ先

町民課 町民係 ☎47-4681